

## 第8期瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画事業にかかる振り返りシート

## 基本目標：3 認知症施策と権利擁護の推進

施策名	主な取組	内容	担当課	現状と課題	評価	次期計画の展開	今後の方針	成果指標
1 認知症施策の充実【重点】	(1) 認知症に関する理解促進	認知症サポーター養成講座を開催し、広く一般市民に対する知識の普及にも努めます。	高齢福祉課	市民、市内事業者、学生等の様々な主体へ、地域包括支援センターと連携し認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する知識の普及に努めました。講座を受講したサポーターの支援として、ステップアップ講座の開催や該当活動、認知症カフェへの従事を支援しました。小中学生向け及び市民向けの認知症に関する理解促進のためのVRを活用した講座を開催しました。	◎	引き続き地域包括支援センターと連携しながら認知症サポーター養成講座を様々な主体へ実施します。ステップアップ講座を開催し、サポーターを支援します。市民講座や街頭活動、認知症カフェ等、様々な手段で理解促進を図ります。	現状維持	有
	(2) 予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。	高齢福祉課	認知症予防教室を開催しました。シナプソロジーのイベントを開催し、認知症予防への啓発を行いました。	○	引き続き介護予防に資する可能性のある活動を推進します。医療・介護従事者等の認知症対応力向上の促進を図るとともに、介護者への支援の充実を目指します。	現状維持	有
		認知症の早期発見・早期対応・医療体制の整備として、認知症初期集中支援チームを設置し、専門医と連携し、初期対応・重度化防止に努めます。		認知症初期集中支援チームを設置し、専門医と連携し対応しました。また、認知症疾患医療センターの相談員によるもの忘れ相談を開催しました。				
		認知症ケアパスを活用し、介護者が適時・適切に医療や介護の提供が受けられるよう支援します。		高齢福祉課窓口に加え、地域包括支援センター等でケアパスを活用し支援を行っています。				
		認知症の人やその家族等が社会から孤立しないよう集い、相談できる場として認知症カフェを開催します。		認知症カフェを開催するとともに、民間の認知症カフェ助成金を支給しました。推進員がカフェ運営支援や認知症の人やその家族等の支援に努めました。				
	(3) 地域支援体制の強化 ① 認知症地域支援推進員の配置	認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じ必要な医療・介護が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人々の支援を行います。	高齢福祉課	認知症地域支援推進員を高齢福祉課及び地域包括支援センターに配置し、認知症の人や家族の視点を重視し、認知症を社会全体で支える仕組みづくりとして、医療・介護・地域のネットワークづくりに努めました。地域の見守り体制の構築や、行方不明時の対応について連携を強化する必要があります。	○	認知症サポーターによる支援体制の構築、チームオレンジの結成を目指します。	現状維持	
認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。								
② SOSネットワークの構築	行方不明認知症高齢者の早期発見のため、関係機関とのネットワークを構築し、連携を図ります。高齢者にあらかじめ受信機を携帯させ、徘徊時にはGPSを利用して、本人の位置を特定します。	高齢福祉課	認知症高齢者の行方不明時に備え、事前登録制度を創設しました。徘徊高齢者の居場所を検索するサービスとして、GPS受信機の貸出及び購入時の初期費用助成を行い、介護者の負担軽減に努めました。高齢の介護者ではGPS機器の利用が困難であることや、本事業の周知不足が課題です。	○	事業の周知に努め、必要な利用者へ情報が行き届くよう努めます。	現状維持		
	(1) 成年後見制度の利用促進	第6章 成年後見制度利用促進基本計画にもとづき、権利擁護に関する相談、成年後見制度適用への支援等、他の関係機関と連携して、高齢者の権利を守ります。	高齢福祉課	令和3年度から中核機関を設置し、地域連携ネットワークの中核的な機能を担っています。また、成年後見制度利用支援事業を開始し、後見人等の報酬助成を行っています。	○	中核機関や地域包括支援センターと連携し、高齢者の権利擁護に努めます。	現状維持	
権利擁護に関する制度の普及、浸透を図るため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、情報提供及び対象者の把握や制度の利用促進に取り組めます。		判断能力の低下が見られる対象者の報告を受けた際は成年後見制度の市長申立等適切な支援に繋がっています。関係者に対し、市担当課や地域包括支援センターの相談窓口を周知しています。		今後も関係者との連携を図り、対象者を取りこぼすことなく制度に繋がっていきます。また、機会を見て相談窓口の周知を行います。				
(2) 日常生活自立支援事業		社会福祉協議会において、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を中心とした日常生活自立支援事業を行っています。	社会福祉協議会	判断能力の低下がみられる人が必要な福祉サービスを利用するための意思決定支援という事業の目的が浸透しておらず、金銭管理に特化した対応を求められることが増えています。	○	関係者へ制度の正しい理解促進を図ります。また、権利擁護の手段として、日常生活自立支援事業と成年後見制度どちらが適切かを判断し、利用に向けた支援を行います。	改善・充実	
(3) 高齢者の虐待防止と対応	地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する相談、高齢者虐待の早期発見、把握に努め、他の関係機関と連携して、高齢者の権利を守ります。	高齢福祉課	地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する相談を受け、高齢者虐待の早期発見、把握に努め、関係機関と連携を図り権利を守るための支援を行いました。権利擁護に関する制度や高齢者虐待についての、専門職向けの研修会を実施しました。	◎	引き続き、市、地域包括支援センター、関係機関等が連携し、相談支援体制の強化に努めます。	現状維持		